

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-060

課題名：バイオバンクデータ検索技術および分譲技術の研究

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・教授・荻島創一

1. 研究の対象

試料・情報の採取および取得期間 西暦 2013 年 05 月～2017 年 03 月
本計画コホート調査参加者

2. 研究目的・方法

【研究期間】

西暦 2018 年 10 月（倫理委員会承認後）～ 西暦 2020 年 3 月

【研究目的】

東北大学東北メディカル・メガバンク機構（以下「ToMMo」という）のゲノム・オミックス情報や健康調査情報をもとに、10 万人規模の全ゲノム配列情報の大量な情報を高速に解析する技術基盤の確立、機微な情報の安全な検索機能の確立およびリスク管理手法の確立を目指し、下記について研究開発する。

- ・ 大規模ゲノム情報等の検索高速化検証
- ・ 分譲データ秘匿化の評価検証
- ・ 秘匿検索技術の検証
- ・ AI 技術の活用構想

【研究の方法】

全ゲノムシーケンスが完了している 2KJPN の対象者および SNP アレイによるジェノタイピングが完了している 2.3 万人の対象者のゲノム・オミックス情報、健康調査情報を用いて、大規模ゲノム情報等の検索高速化検証、分譲データ秘匿化の評価検証、秘匿検索技術の検証、AI 技術の活用構想の検討を行う。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：全ゲノム情報及び付随した基本情報、健康調査情報の表現型情報

4. 外部への試料・情報の提供

富士通株式会社に対して、共同研究として情報を提供する。ただし、提供した情報は東北大学東北メディカル・メガバンク機構のスーパーコンピュータ上で取扱う。

5. 関係研究組織

富士通株式会社 重元 康昌

6. 研究資金と利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、富士通株式会社との共同研究契約に基づき受け入れた研究費を財源として実施します。本研究では、富士通株式会社が開発したデータベース等を共同研究契約に基づき使用します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合はその都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受けることにより、本研究の企業等と利害関係についての公正性を保ちます。

7. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合